

令和5年労働災害発生状況（令和6年2月末日現在）

福島労働基準監督署

令和5年の福島労働基準監督署管内における労働災害による休業4日以上死傷者数は、令和6年2月末日現在、新型コロナウイルス感染症り患によるものを除いて416人であり、前年と比較して44人（9.6%）減少しました。

業種別では、「製造業」、「運輸交通業」、「農林業」、「商業」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」等において死傷者数が前年より減少した一方、「建設業」、「通信業」、「教育・研究業」、「清掃・と畜業」等において増加しました。（表1参照）

事故の型別では、転倒災害が119件となり、前年より約2割減少している一方、はさまれ・巻き込まれ災害は、35件となり前年より約6割の増加が見られました。（表2参照）。

はさまれ・巻き込まれ災害については、機械に起因するものが約6割を占めており、また、休業の程度が1月以上となる重篤なものも約6割発生している状況です。

表1 業種別労働災害発生状況

業種別	年・程度別		令和5年		令和4年(確定値)		対前年比	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率(%)
全産業合計	3	416	4	460	-44	-9.6%		
製造業小計	0	77	1	102	-25	-24.5%		
食料品製造業	0	18	0	32	-14	-43.8%		
金属製品製造業	0	12	0	6	6	100.0%		
輸送用機械器具製造業	0	11	0	15	-4	-26.7%		
鉱業小計	0	0	0	0	0	±0.0%		
建設業小計	1	89	3	71	18	25.4%		
土木工事業	1	24	2	24	0	0.0%		
建築工事業	0	42	1	41	1	2.4%		
その他の建設業	0	23	0	6	17	283.3%		
運輸交通業小計	0	37	0	47	-10	-21.3%		
貨物取扱業	0	0	0	1	-1	-100.0%		
農林業	0	7	0	8	-1	-12.5%		
畜産・水産業	0	3	0	4	-1	-25.0%		
上記以外の第三次産業小計	2	203	0	227	-24	-10.6%		
商業	1	72	0	85	-13	-15.3%		
通信業	0	12	0	6	6	100.0%		
教育・研究業	1	5	0	2	3	150.0%		
保健衛生業	0	43	0	65	-22	-33.8%		
接客娯楽業	0	25	0	29	-4	-13.8%		
清掃・と畜業	0	21	0	18	3	16.7%		
その他の事業	0	21	0	19	2	10.5%		

表2 事故の型別労働災害発生状況

事故の型別	年別	令和5年	令和4年(確定値)	対前年比	
		死傷者	死傷者	増減数	増減率(%)
転倒		119	150	-31	-20.7%
墜落、転落		63	73	-10	-13.7%
はさまれ、巻き込まれ		35	22	13	59.1%
動作の反動、無理な動作		55	59	-4	-6.8%
激突され		20	43	-23	-53.5%
飛来、落下		17	19	-2	-10.5%
上記以外		107	94	13	13.8%

※休業4日以上労働者死傷病報告による。

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く。

令和5年 福島労働基準監督署管内の死亡災害概要

番号	発生日	業種	被災者			事故の型 起因物	災害発生状況
			性別	年齢	職種		
1	4月16日	新聞販売業	男	76	配達員	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	新聞配達のため原動機付自転車で走行中、乗用車に追突された。
2	4月25日	道路建設工事業	男	38	土工	交通事故(道路) トラック	片側2車線のうち路肩側の1車線について工事規制をかけて作業をしていたところ、一般車両のトラックが規制内に侵入し、作業員に衝突した。
3	9月28日	その他の教育研究業	男	53	飼育員	その他 その他の環境等	ライオンを放し飼いエリアからバックヤードの檻の中に誘導中、飼育員通路と檻を隔てる扉が開いていたため、ライオンが飼育員通路に侵入し襲われた。

災害防止における留意点

○機械作業でのはさまれ・巻き込まれ災害の防止について

- ・清掃や一時的な不具合の調整等を行う際は、機械を必ず停止させた上で作業を行わせるようにしてください。
- ・機械の点検や修理等の非定常作業を行う場合は、事前に作業計画を作成するなど、作業手順が安全なものとなっているか確認を行うようにしてください。
- ・機械作業によるリスクアセスメントを実施し、機械作業によるリスク低減措置を講じるようにしてください。

○熱中症の防止について

本年においても、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開します。昨年においては、福島市で5月18日に最高気温 35.4℃を記録していますので、熱中症予防対策については、5月に実施できるように4月中に準備を行うようにしてください。

また、「建設業」のみならず「運輸交通業」、「警備業」、「製造業」でも熱中症による休業災害が発生していますので、全ての業種で熱中症予防対策を実施してください。

○転倒災害の防止について

- ・つまづき・滑り等による転倒災害を防止するため、「照明の設置」、「段差の解消」、「滑りやすい床面の改善」等、設備的な対策を実施しましょう。
- ・労働者各自が「転びの予防 体力チェック」、「口コチェック」を行い、自身の意識と実際の身体機能をチェックすることにより、自身の転倒リスクの認識を図りましょう。



転びの予防
体力チェック



口コチェック
ク